

9.29「管理監督者の新通達」に関する緊急集会を開催

2008年9月30日 掲載

連合は、9月29日、総評会館において「9.29『管理監督者の新通達』に関する緊急集会」を開催した。

この集会は、去る9月9日、厚生労働省が全国の都道府県労働局長にあてて発出した「管理監督者の新通達」について、実務家の見解や構成組織・地方連合会、裁判の原告の方から声を聞き、どのような問題点があるのかを確認するために開催したもので、構成組織・地方連合会などから約130名が参加した。

主催者あいさつで團野副事務局長は、『管理監督者の新通達』について、構成組織や地方連合会から、私どもに対して新通達は問題ではないかとの問い合わせが相次いでいる。本日の集会を通じて、「新通達」の内容や問題点をしっかりと把握し、今後の取り組みにつなげたい」と述べた。

つづいて、棗一郎弁護士が、「新通達の内容と問題点」を報告し、「新通達は従来の通達や裁判例とは異なり、使用者側に有利に使われかねないという懸念がある」と指摘した。

その後、構成組織・地方連合会から意見表明を受けた。「流通・飲食チェーン店の労働者を組織している立場からは、新通達の内容は誤解や混乱を招きかねず、改善を要請したい」（千頭・UIゼンセン同盟労働条件副部長）、「1月の東京地裁マクドナルド訴訟判決を受けて、同様の相談も寄せられ、また、改善に取り組む企業が出てきている時期になぜこのような通達を出すのか疑問」（傳田・連合東京副事務局長）、「今回の通達は極めて残念である。使用者側からいいところ取りをされてしまうのが心配」（松井・日本マクドナルドユニオン／マクドナルド裁判原告）、「新通達の内容では、とくに『賃金等の待遇』部分は会社側も主張していない内容。厚生労働省は誰の味方なのか」（高野・全国ユニオン／マクドナルド裁判原告）などの意見が出された。

これらを受けて、長谷川総合労働局長が「新通達が出されて以降、多くの問い合わせがあった。連合としては、発出まで知らなかったものであり、今回の通達は残念。本日の集会で共有化した問題点を解消すべく、集会後速やかに事務局長談話を発出するとともに、明日には厚生労働省に撤回又は修正などの改善を行うよう要請に行く」とまとめた。

最後に、「厚生労働省に対して『新通達』の改善を行うよう要請し、職場の混乱や訴訟等への影響が起らないよう取り組んでいく」との集会アピールを採択した。



「新通達の内容と問題点」を報告する 栗弁護士



集会には構成組織・地方連合会などから約 130 名が参加

集会アピール

本日、私たちは「『管理監督者の新通達』に関する緊急集会」を開催しました。去る9月9日、厚生労働省が全国の都道府県労働局長にあてて発出した「管理監督者の新通達」について、実務家の見解や構成組織・地方連合会、裁判の原告の方からの声を聞き、どのような問題点があるのかを確認しました。

「新通達」は、「管理監督者性を否定する重要な要素」「補強要素」を示したのですが、その内容は職場に、誤った、かつ、無用な混乱をもたらすとともに、係属中の訴訟や労働審判において使用者側に有利なように利用されかねないなど大きな問題点をはらんでいます。主な問題点は、
第一に、「職務内容、責任と権限」について挙げられている要素だけでは、「経営者と一体的な立場」における労務管理も含めた事業運営に関する重要な職務と権限とは言い難いこと。
第二に、「賃金等の待遇」についての「アルバイト・パートの賃金額」「時間単価換算した場合の最低賃金額」などの要素は当然のことであり、むしろ補強要素を重視すべきであること。
第三に、「重要な要素」と「補強要素」を区分けする必要性がないこと。
第四に、「新通達」に示された判断要素(特に「重要な要素」)が反対解釈されるおそれがあり、一人歩きすることが懸念されること、などです。

労働基準法上の労働時間規制が適用除外される「管理監督者」とは、本来は「経営者と一体的な立場にある者」です。しかし、職場の管理職を自動的に「管理監督者」として扱っている事例が全国の職場で相次ぎ、長時間労働や労働者の命や健康を脅かす事態にもつながっています。「新通達」がこのような状態を黙認し、拍車をかけることがあってはなりません。

私たちは、超長時間労働の是正に取り組むとともに、厚生労働省に対して「新通達」の位置づけを明確化し、内容を見直すなどの改善を行うよう要請し、職場の混乱や訴訟等への影響が起らないよう取り組んでいきます。

2008年9月29日

連合 9.29 「管理監督者の新通達」
に関する緊急集会